

とさつ解体料（変更）認可申請書

年 月 日

盛岡市保健所長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

と畜場法第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 と畜場の名称

2 とさつ解体を行うと畜場の所在地

3 認可を受けようとする1頭当たりのとさつ解体料額

畜 種	牛	子 牛	馬	子 馬	豚	めん羊	山 羊
とさつ料							
解体料							

備考1 とさつ料又は解体料額を決定した積算の基礎を記載した書類を添付してください。

2 総収入金額（新設の場合は、予想総収入金額）及びとさつ解体用具等の償却費，
消耗品費，修繕料，人件費，公租公課その他の諸経費を記載した書類を添付してく
ださい。

3 とさつ料又は解体料額を変更しようとする場合は，新旧の金額を併記してくださ
い。

4 子牛及び子馬とは，生後1年未満の牛及び馬をいう。